

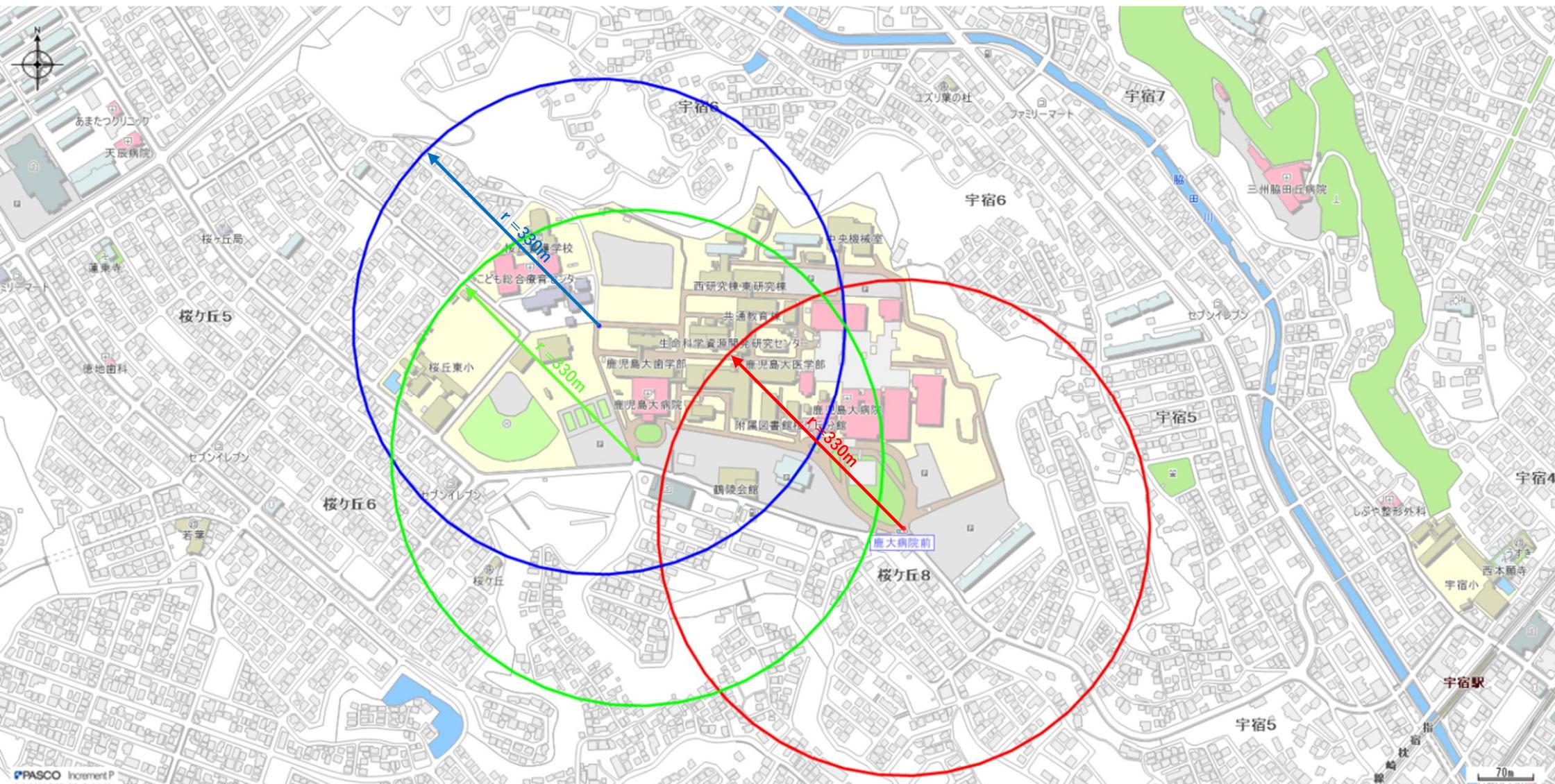
## 特殊事情入構許可申請に関するガイドライン

申請理由	特殊事情	基準	確認方法 (いずれかの資料を提出)	許可期限 (最長年度末まで)
1. 身体上の理由	障害者	障害者手帳交付者	・ 障害者手帳の氏名がわかる部分の写し	雇用及び労働期間中
	持病持ち	自己申告又は医師の証明	・ 診断書等持病の内容を確認できる書面又はその写し ・ 診断書等の取得が困難な場合はA4縦にて自己申告書を作成し提出（申告書の書式は自由）	雇用及び労働期間中
	妊娠	母子手帳交付者	・ 母子手帳の写し（出産予定日がわかる箇所）	出産予定日の翌月まで
徒歩5分（基準点より330m）圏内に居住されている場合、以下2～6項の如何なる理由においても許可しない 別図「入構許可の距離制限範囲図」参照				
2. 早朝・深夜出勤	公共交通機関が利用できない時間帯での出退勤	恒常的なものに限る	・ 前月の勤怠実績が確認できる書面又はその写し（※） ・ 雇用主等からの勤怠命令が確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
3. 家庭上の理由	子供の送迎	子供の在園証明	・ 在園証明書（別添様式あり）	・ 雇用及び労働期間中 ・ 子供の在園期間中
	家族の介護	障害者手帳交付者・自己申告・医師の証明	・ 介護する家族の障害者手帳の写し ・ 介護する家族の診断書等又はその写し ・ 診断書等の取得が困難な場合はA4縦にて自己申告書を作成し提出（申告書の書式は自由）	雇用及び労働期間中
4. 業務上の都合	緊急時の呼出し	恒常的なものに限る	・ オンコール対応の勤怠実績を確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
	教育研究活動のため外部施設への往来	恒常的なものに限る	・ 外部施設の往来を確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
	外勤のため	恒常的なものに限る	・ 兼業許可申請書の写し（ご自身で保管されていない場合は病院労務管理係・医歯研人事係へお問い合わせください）	雇用及び労働期間中
	業務上、深夜帰宅が多い	恒常的なものに限る	・ 前月の勤怠実績が確認できる書面又はその写し（※） ・ 雇用主等からの勤怠命令が確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
5. 居住地の都合	夜道が暗く危ない	深夜帰宅が恒常的なものに限る 徒歩5分（約330m）圏外	・ 前月の勤怠実績が確認できる書面又はその写し（※） ・ 雇用主等からの勤怠命令が確認できる書面又はその写し	雇用及び労働期間中
6. その他	その他については申請事情毎に都度判断			

（※）教職員は、勤怠システムより出勤簿を印刷し添付すること

## 入構許可の距離制限範囲図

基準円内（徒歩5分、半径330m）は身体上の理由以外は如何なる理由においても入構を許可しない。



【基準円の起点（基準点）】 徒歩で入構できる団地の出入口を起点とする

- ・ 赤○：鹿大病院交差点
- ・ 青○：Gゲート前交差点
- ・ 緑○：歯学部ロータリー前交差点

通園（在園）証明書

申請日 令和 年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者住所 \_\_\_\_\_

下記の園児について、通園（在園）していることを証明いたします。

園 児 名 \_\_\_\_\_ (申請者との続柄： \_\_\_\_\_)

生 年 月 日 平成・令和 年 月 日

通園（在園）開始 平成・令和 年 月 日から

記載日 令和 年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

施設住所 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_ 印

※上記個人情報については、駐車場管理以外の目的に使用したり、第三者に提供・開示いたしません。